第四十一条の五第七項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「において適用する」を「の規定により準じて計算する」に改める。

第四十一条の五の二第七項第一号中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「において適用する」を「の規定により準じて計算する」に改める。

第四十一条の十四第一項第二号中「市場デリバティブ取引」の下に「（同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号資産又は同法第二十九条の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）」を加え、「同条第二十二項第一号」を「同法第二条第二十二項第一号」に改め、「店頭デリバティブ取引」の下に「（同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号資産又は同法第二十九条の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）」を加える。

第四十一条の十五の二中「の差金等決済（」を「（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に掲げる暗号資産又は同法第二十九条の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）の所得税法第二百二十五条第一項第十三号に規定する差金等決済（」に改める。

第四十一条の十七を削る。

第四十一条の十七の二第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に、「平成三十三年まで」を「令和三年まで」に、「第四十一条の十七の二第一項」を「第四十一条の十七第一項」に改め、同条第三項中「第四十一条の十七の二第一項」を「第四十一条の十七第一項」に改め、同条を第四十一条の十七とする。

第四十一条の十八第一項中「平成三十六年十二月三十一日」を「令和六年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十八の三第一項に次の一号を加える。

三　次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）に対する寄附金のうち、学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であるものとして政令で定めるもの

イ　国立大学法人及び大学共同利用機関法人

ロ　公立大学法人

ハ　独立行政法人国立高等専門学校機構

第四十一条の十九第一項中「千万円」を「八百万円」に改め、同項第四号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　内国法人のうちその設立の日以後五年を経過していない株式会社（第三十七条の十三第一項第二号に規定する中小企業者に該当する会社であることその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）当該株式会社により発行される株式で同号イ又はロに掲げるもの

第四十一条の十九の二第一項並びに第四十一条の十九の三第一項、第三項及び第五項から第八項までの規定中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十九の四第一項中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条第十三項中「翌年又は翌々年」を「翌年以後三年以内の各年」に改め、同条第十四項中「前年分又は前々年分」を「前三年以内の各年分」に改める。

第四十一条の十九の五第十三項の表第四十条の三の三第十六項の項中

第四十条の三の三第十六項	第四十一条の十九の五第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第四十条の三の三第十六項（

を

第四十条の三の三第十六項の	第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第十六項の

に改める。

第四十一条の十九の五第十三項の表第四十条の三の三第十九項の項中

租税特別措置法	
第一項及び	第一項及び同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する
又は租税特別措置法	又は租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法
「前条及び租税特別措置法	「前条及び租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法

を

租税特別措置法	
租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法	租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第十六項

に改める。

第四十一条の二十一第十一項第二十四号中「含む」の下に「。次項において同じ」を加える。

第四十一条の二十三の見出し中「平成三十二年」を「令和二年」に改め、同条第一項中「平成三十二年に」を「令和二年に」に、「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同条第四項各号中「平成三十二年」を「令和二年」に改める。

第四十二条第一項及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の二第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の二の二第一項から第三項までの規定中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第三十七項から第四十一項まで」を「第三十七条の十四第三十三項から第三十七項まで」に改める。

第四十二条の三第四項第二号中「第三十七条の十四第三十五項」を「第三十七条の十四第三十一項」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十四第三十七項」を「第三十七条の十四第三十三項」に改める。

第四十二条の三の二第一項及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第三項、第五項及び第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第八項第二号イ中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の五の二第二項」に改める。